

機械器具設置工事業におけるその他の装置、設備を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	14~15	病院屋上にて蒸気配管の改修時に、熱水を逃して作業中、熱水をすべて出しきったので継ぎ手部分を取り外して作業をした時、残っていた熱水がかかり両手の甲とお腹をやけどした。	59	1~9
5	10~11	2号機ボイラー屋外（1FL）において、ボイラー化学洗浄用仮設配管の敷設を4名で実施していた。配管吊治具（以下「治具」）を使用して1本目の配管敷設を終えた後、当該配管横に治具を移動させる際、傾けた状態で治具を横引するため、作業員3名で支えていた。治具の車輪が反被災者側に動いた際、治具のバランスが崩れ転倒し、被災者の肩甲骨付近を強打した。	64	30~49
7	18~19	既設水槽の外筒壁廻り解体作業中。外筒同士を接続するボルトをはずしたため、外筒側壁を溶断中に側壁が被災者側に倒れ挟まれた。	37	10~29
7	17~18	被災者は、共同作業員2名とNo.2ゴミクレーンガータ上（8F）で、安全ネット用のワイヤー張り準備作業を実施していた。夕方、別作業による溶接の火の粉がバケツ上（6F）のゴミに引火した。これを消火するため、共同作業員2名は6Fに向かった。その際、被災者は親網へ安全帯をかけて使用していたが、その後の行動は不明である。しばらくして被災者の墜落を確認し、救急車にて病院へ搬送したが、その後、被災者の死亡を警察の連絡より確認した。	63	1~9
7	16~	圧力輸送機上部ゲートを点検しているときに、作業班長は輸送機内部に入り、ゲート開状態で点検を行った。被災者は反対側ハンドホール外側より作業照明を保持し照らしていた。作業班長は点検を終え、一旦輸送機外に出て、ゲート閉状態確認の	59	10~

	17	ため、被災者が見えない場所にあるエアシリンダーを操作し、上部ゲートを閉じた。そのとき、被災者はゲートが直ぐには閉まらないと思い、右手でシート部に触れていたところ、ゲートが閉まり、右手人差し指が挟まれ受傷した。		29
10	9～ 10	浄化センター内、水処理棟2系第2生物反応室で、蝶バエの発生原因となるスガム除去作業のための空気弁操作中に、床下の配管炉内（高所）作業環境で、墜落防止の為の必要な措置を取らず、適正な保護具、昇降器具を使用せず作業し墜落（足の位置より約1.0mの高さ）した。	61	10 ～ 29
11	18～ 19	3FF級冷蔵庫内で既設床置型ユニットクーラーのみ撤去作業中フォークリフトにて既設ユニットクーラーを約70mm位下げていたところ、6mの高さから既設木ダクトとダクト内に充満した氷の塊が落下し、被災者の上に落下した。	62	10 ～ 29
12	14～15	ダクト工が、天井内で貫通部を開口する際、ベビーサンダーを使用した。その際、被災者は、すぐ横の天井裏で作業確認とダクトレールの再確認などを行っていた。隣で開口中の作業員から、火がついたとの報告を受け、見てみると天井裏に飛散し、堆積していた埃や保温材に飛び火していた。それを見て咄嗟に保温材を撤去し、火の粉を手で扇いで消火した際に、両手に火傷を負った。	40	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html